

経済同友会「教育基本法を考える会」

教育基本法改正に関する意見書

2002年12月13日
社団法人 経済同友会

1. はじめに

2001年11月、遠山敦子文部科学大臣の諮問を受け、今期中央教育審議会（以下、中教審）は、戦後初めて、教育基本法のあり方について本格的な議論を進めている。およそ1年間にわたる検討の結果、この度、教育基本法の見直しや改正を視野に入れた中間報告がとりまとめられた。

経済同友会は、日本社会における教育改革の流れを注視し、折に触れて企業経営者の立場から、望ましい教育のあり方について提言を行ってきた。その立場から、今回、教育の根幹に関わる基本法の見直し・改正という方向性が示されたことを高く評価する。

また、今後中教審において、最終答申の取りまとめに向け、一層活発な議論が行われること、その成果が最終答申や将来的な法制化の段階でも十分に活かされることを期待する。

2. われわれの問題意識

経済同友会「教育基本法を考える会」(注1)の議論では、教育基本法に掲げられている理念そのものは、現在も充分有効性があるとの評価がある一方で、昨今の教育の荒廃という現実に対する深い懸念も度々表明された。

「教育基本法を考える会」では、有識者から基本的な論点に関する説明や問題提起をいただきながら、議論を進めてきた。その他、「学校と企業経営者の交流活動」(注2)の参加者から、実際に教育の現場に出向いた経験を踏まえて意見をいただくなど、幅広い意見を参考にしながら活動してきた。

そのような活動の結果、以下のような問題意識から、われわれは教育基本法の見直し・改正を支持する結論に至った。

第一に、教育基本法が制定された昭和22年から現在までの、日本社会の大きな変化がある。教育基本法が制定された当時、敗戦から復興への第一歩を踏み出さんとしていた日本は、その後、冷戦体制という時代背景の下、急速な経済発展を遂げた。そし

て現在、世界的な規模のパラダイム・シフトに対応しつつ、「失われた10年」を乗り越え、21世紀の新しい日本を築くべく苦闘している。

この間、日本を取り巻く国際的な環境はもちろんのこと、日本社会のあり様や家族の概念、人々の価値観など、教育を取り巻く諸条件は大きく変化してきた。われわれは、これらの変化に照らし、教育基本法の文言やそこで謳われている理想について、虚心坦懐に再検討する必要があるのではないだろうか。そしてその中で、現在も、そして将来も有効性を持ち得るもの、時代の変化に伴う要請に応え、付加されるべきものや既に役割を終えたものなどを見極める作業が必要だと考える。

「戦後日本システム」の総決算に向けて、さまざまな改革が進められているこの時期に、21世紀日本の「国のかたち」を議論し、その実現を図るために教育に何が求められるかを考えることは、一層の重要性を持つだろう。

第二に、教育基本法に掲げられた理念と教育の現場との間に、大きな乖離があるのではないか、というわれわれの懸念がある。

この数年間、学校教育の現状について見聞きすることの大半を、学級崩壊、不登校、学力低下など、「教育の荒廃」と言われる負の側面が占めるようになってきた。それ以前からも繰り返し指摘されてきた、学校教育に関するさまざまな問題を見る限り、教育基本法に定められた理念や方針が、十分に教育の現場に反映されてきたとは言い難いように思える。

また、現在教育に関わっている親たちの間でも、教育基本法に何が書かれているのか、つまり、子供たちの教育が、どのような理念の下に行われているのかが、あまり知られていないようである（注3）。

現在、社会の各層から教育改革の提案が行われ、その多くが実行に移されているのは、大変心強いことである。しかし、それと併行して、教育基本法について幅広い議論を巻き起こしていくことが、日本の教育理念を確認し、広く社会で共有していくための第一歩として、重要なのではないか。

教育の理想と現実の乖離に目を向け、それを克服していくためにも、さまざまな教育改革の試みを進めるための「旗印」としても、教育基本法に関する国民的議論が必要であると考えます。

第三に、われわれ自身、企業経営者としての深い反省がある。冷戦体制の下、日本はまずは経済の発展・拡大を最大の目標として掲げ、官民一体となって日本の繁栄に向けて邁進してきた。しかし、その裏側で、日本の国際的な責任や、価値観に関わる問題、真の豊かさの追究など、重要な事柄を検討することを放置してきたことも否定できない。

企業は、経済的価値の拡大に集中することで、このような社会風潮を一層後押しし

てきたのではないだろうか。また、そのような企業のあり方が、本来は、個人・家庭人・社会人として実現されるべき人の生き方や、教育のあり方を歪める一因を作ってきたようにも思える。

教育は、その時々時代の背景や社会風潮の影響を受けずして、行われるものではない。とすれば、教育が病んでいるという指摘は、社会が病んでいること、社会を構成するさまざまな主体が、それぞれ問題を抱えていることを示唆しているのではないだろうか。

次代の日本を形成する人々を育てることは、本来、社会全体が責任を持って関わるべき、重要な責務である。そのような認識に立って、これまでの教育のあり方を総括し、家庭・学校・企業・NPOやNGO・行政・政治など、さまざまな主体の教育に対する責任を省みる必要がある。そして、その反省に基づいて、今後の教育像を描いていく必要があるのではないか。われわれ企業経営者も、そのために一層尽力して行く覚悟である。

3. 教育基本法改正に向けた具体的論点

中央教育審議会の中間報告からは、これまでの議論の経過で、教育全般、および教育基本法に関し、実に幅広い論点が指摘されてきたことがわかる。その成果を今後、現実に活かして行く上で、われわれは特に以下のような視点から、教育基本法を見直すべきだと考える。

(1) 教育基本法改正の基本的視座

教育基本法を見直す上での基本的な視座として、故・松下幸之助氏の提案にならい、すべての人間に共通する、普遍的なるものの尊重、わが国固有の文化、伝統を踏まえた国民性の育成、時代に伴うさまざまな要請への対応、の三点が重要であると、改めて指摘したい(注4)。

同時に、教育基本法の役割は、これからの日本の教育の基本的な理念や目的を示し、国家が教育に関わる上での原則と、最低限の責任の範囲を示すものにとどめるべきと考える。言いかえるならば、家庭・地域・学校など、さまざまな主体の創意工夫を活かし、「個性」・「自由」・「多様性」という教育改革の流れを実現するために、教育基本法を改正するという姿勢が、原点としてあるべきと考える。

(2) 「次代を生きる日本人」の育成

グローバル化、ボーダーレス化が進む21世紀の世界に生きる人間にとって、多様な文化的背景を持つ人々と交流し、理解し合うことは不可欠な要請である。よって、さ

まざま差異・多様性を理解し、尊重する姿勢の重要性を、これからの教育の基本的理念に謳う必要があるだろう。それと同時に、多様性への理解の基礎として、まず、自分の国の特質や文化、伝統を知り、尊ぶことが極めて重要だと考える。その意味では、国際的理解の基礎となる素養、多様性を尊ぶ感性を育むことと同時に、日本人としての自覚を持つ個人を育てることが大切である。

(3)「社会をつくる個人」の育成

教育を通じて知識、技術を身につけ、自らの人格を高めることは、個人に付与された重要な権利である。一方、個人は家庭や社会、国との関わりなくして生きることはできないし、教育には将来の社会、国を形成するメンバーを育成するという大きな目標がある。よって、教育を通じて、個人と社会、国との関係を自覚した公共心ある個人を育成することは、健全なシビル・ソサエティの維持・発展のためにも不可欠であると考えられる。

また、現在進められている構造改革の結果、到来する社会は、自己責任原則が徹底されていないと考える。その意味では、教育に関わるあらゆる場において、自らの判断や行為に対する責任や、自立心の重要性について、理解を育むことが不可欠ではないか。

更には、生涯を通じて学ぶことのできる環境づくりを進めることや、学ぶことと働くことの間について理解を養うことも、「社会をつくる個人」の育成のために、非常に重要な方策だと考える。

(4)教育システムの再構築

現在、中央教育審議会は、教育基本法の見直しと併せ、その理念を現実に活かしていくための施策として、「教育振興基本計画」の策定についても検討している。教育システムに新たな柱が加えられようとしていることを機に、教育基本法をはじめとする、教育に関連するさまざまな法制、政令の整合性、一貫性を改めて見直す必要があると考える。

教育基本法は極めて理念的な性格を持ち、その文言にはあいまいな部分が多くある。このことが、行政によって、条文の解釈に基づく過度に画一的な指導が行われる余地を生んだのではないか。

その一方、教師をはじめ、実際に教育に携わる側には、「労働者」や「組織人」としての論理によってその行動が著しく制約され、「教育者」としての本来の使命を追求することを、怠ってきたという批判もある。

このような、行政・現場の双方が抱える問題点ゆえに、教育に携わるさまざまな主体の自由な裁量や、創意工夫が阻害されてきた面があるのではないか。

また、教育基本法が、制定から50余年の間、一度も改正されていないという事実は、

教育に関わる方針の変更や、新たな施策の導入への対応が、個々の法律や政令、計画などの変更・設置によって行われてきたことを意味する。その際に、教育基本法という根本法に掲げられた理念に則し、常に原点に立ち返って、検討がなされているのかどうか、疑問に感じざるを得ない。

教育基本法の見直しを契機に、教育に関わるさまざまな法律、制度の全体像を視野に入れて議論することは、教育基本法の理念を現場に活かしていくための第一歩として、極めて重要である。また、そのような議論は、国をはじめとするさまざまな主体が、どこまで、どのようにして教育に関与していくべきかを、明確にすることにもつながるだろう。

4．おわりに

1980年代の臨時教育審議会の答申以降、「平等」から「公正」へ、「画一性」から「個性」・「自由」・「多様性」へと、日本の教育改革の流れにおいて、大きな方向転換が希求されてきた。

経済同友会も、これまで、その方向性を基本的な視座に据え、教育に関してさまざまな提言を行ってきたが、現実には未だ満足しうる成果が得られたとは言い難い。

(注5)

今回われわれは、教育改革の動きが、臨教審にて示された方向により一層大きく進むよう期待しつつ、教育基本法の抜本的な見直し・改正の必要性を主張している。

教育基本法に謳われる理念や原則は、現実には教育の場に活かされてこそ、その価値を発揮する。この度の中教審による勇気ある問題提起を受け、日本の教育のあり方について、国民的な議論を起こしていく必要があるとの認識に立ち、われわれ企業経営者も引き続き活動していきたい(注6)。

教育基本法のように、高い志と将来への理想をもって制定された、重みのある法律に手を加えようとするのは、決して容易ではない。しかしながら、世界と日本が大きく変わろうとしている今こそ、望ましい国の姿を描き、その実現に向けた教育のあり方を議論することの重要性は大きいと確信している。

以上

【 注 】

(注1) 教育基本法を考える会

経済同友会「教育基本法を考える会」は、中央教育審議会における教育基本法改正に関する議論をウォッチし、答申等に対して意見表明をすることを目的に、2002年度より発足した。

高坂節三座長(栗田工業顧問)の下、「憲法問題調査会」正副委員長を中心に、「教育委員会」メンバー有志の協力を得ながら、集中的な活動を進めてきた。

また、経済同友会の幹部や若手会員とも意見交換を行い、その議論を意見書に反映するよう努めた。

(注2) 学校と企業・経営者の交流活動

経済同友会は、2001年4月に発表した提言「学校と企業の一層の相互交流を目指して～企業経営者による教育現場への積極的な参画～」に基づき、経済同友会会員の企業経営者有志を、学校関連の活動に派遣する活動を行っている。

具体的な活動は、学生を対象とした「派遣授業」、教員・PTAを対象とした講演や意見交換会の開催などで、現在、経済同友会会員100名程がこの活動に登録している。

活動の概要、これまでの実績等は、<http://www.doyukai.or.jp/kyoiku/index.htm>に掲載されている。

(注3) 教育基本法の内容に関する親たちの知識

日本経済新聞(2002年10月30日夕刊)は、小中学生の親の84%が、教育基本法の内容をよく知らないことが、アンケート調査の結果、明らかになったと報道している。

この調査は、日本PTA全国協議会(赤田英博会長)により、2002年5月から7月にかけて実施されたもので、小中学生の親である全国のPTA会員6000人を対象とし、80%もの回答率を得ている。

教育基本法改正の是非については「改正の必要があるかどうか議論すべき」との回答が45%、「分からない」が34%という結果が出たものの、教育基本法の本文や内容を知っているかという問いに対しては、「本文を見たことがなく内容もよく知らない」が43%、「見たり聞いたりしたことはあるが内容はよく知らない」が41%だった。

(注4) 松下幸之助氏意見書

松下幸之助氏は、1964年、中央教育審議会に臨時委員として参画した際、期待

される人間像に関して意見書を提出している。

その中で、松下氏は、教育を通じて確立すべき人間像の基本的な要素として、人間の共通の在るべき姿としての普遍性、その普遍性を明確にした上で、我が国の気候風土、伝統、習慣などに培われた国民性、相互に結びつきが深まる世界を視野に入れた、世界的道義に基づいた国際協調を考える時代性、の三点を挙げている。

その上で、教育においては知育・体育・徳育が重要で、わけても徳育が大切との見解を示している。

(注5) 経済同友会の教育問題に関する提言

経済同友会では、会の発足当時から、折に触れて教育に関する提言を発表してきた。この10年程の間に発表してきた、主な提言は以下の通りである。

「新しい個の育成 世界に信頼される日本人を目指して」

(1988年：世界に通用する人材教育委員会：小林陽太郎委員長)

「『選択の教育』をめざして 転換期の教育改革」

(1991年：教育問題委員会：小林陽太郎委員長)

「大衆化時代の新しい大学像を求めて 学ぶ意欲と能力に応える改革を」

(1994年：教育改革委員会：櫻井修委員長)

「学校から『合校』へ」 (1995年：教育委員会：櫻井修委員長)

「『学働遊合』のすすめ」 (1997年：教育委員会：渡辺滉委員長)

「創造的科学技术開発を担う人材育成への提言 『教える教育』から『学ぶ教育』への転換」 (1999年：教育委員会：金子尚志委員長)

「学校と企業の一層の相互交流を目指して 企業経営者による教育現場への積極的な参画」 (2001年：教育委員会：北城恪太郎委員長)

以上